

令和5年度 会計処理に関する連絡事項

岐阜県商業教育研究会

岐阜県商業教育研究会（以下、県商研という）における下記組織は、それぞれの事業内容を実施するにあたり、その必要諸経費を県商研の支出規定に従って支出する。

I 県商研各種事業の共通事項

- 1 （公財）全国商業高等学校協会助成事業に関する内規に準ずる。
財団助成金による残金は返金しなければならない。2月1日現在の残高を事務局まで通知する。
財団による助成金に不足が生じた場合は岐阜県商業教育研究会積立金会計より追加助成をするので、追加助成申請書（様式自由）に不足額と理由を記載し、事務局まで提出する。
- 2 旅費の算出・支給について（生徒・教員旅費は県商研が支出を認めたものに限る）
 - ・旅費は、当該校から会場までの旅費を支給する。
 - ・旅行命令書を事務担当者を作成してもらい、その金額を支給することとする。

各所属校が負担する出張旅費を研究会が負担するものである。よって、

- ・ 県立高校の場合は県の計算の出張旅費
- ・ 市立高校の場合は市の計算の出張旅費
- ・ 私立高校の場合は各学校の計算の出張旅費

を支給する。

（例）県立高校の旅費の場合

- ・ 高速道路通行料は、概ね60km以上の遠距離で、高速道路を利用することにより30分以上の移動時間の短縮が見込まれる場合に支給する
- ・ 有料駐車場の利用料は、長時間の駐車が予想される場合は、時間制以外の駐車場（上限設定のある駐車場）を利用し、概ね800円までの金額とする

①教員旅費について

- ・ 現金支給の場合は、受領書を作成し印鑑またはサインをもらう。
- ・ 銀行振込の場合は個人口座とし、振込手数料は当該事業にて負担する。

競技大会に役員として参加する場合

- ・ 所属する学校の生徒がその種目で出場する…所属校負担
- ・ 所属する学校の生徒がその種目で出場しない…事業委員会等で負担

②生徒旅費の補助について

- ・ 総額が定められている場合は、その額を参加人数と旅費の積数で按分する。
- ・ 各校商業科代表口座（年度初めに調査）に振り込みをし、各校担当者が責任を持って生徒に支給する。

- 3 物品の購入・経費の支出に関しては、県の会計規準に従うこと。
（備品の購入が必要な場合は、事前に県商研に確認する）

4 東海研究協議会の派遣に関する旅費は本部で支給する。（支給者・旅費・振り込み先の調査は各教科等研究部で実施）

5 通帳名義について

・各組織における通帳は、下記名義とする。

（昨年度の通帳が残っている場合は継続して使用）

県商研 ○○○専門委員会 代表 校長名 （例：マーケティング専門委員会）

県商研 ○○○事業委員会 代表 校長名 （例：県実務競技会事業委員会）

県商研 ○○教科等研究部 代表 校長名 （例：簿記教科等研究部）

※通帳に使用する印鑑は、県商研から支給された角印を使用する。

・新規に作成する場合

商業教育助成金（生徒研究発表大会） 代表 校長名

6 支出・収入調書、帳簿、決算報告について

県商研様式一覧による。（戻り、戻しは朱記する）

7 教員研修講師謝礼の額、支給方法について（原則）

半日研修の謝礼額	20,000円
一日研修の謝礼額	30,000円
その他	身分によってはその額を検討する。（県費の基準に従う。）

支給方法は現金とし、領収書に受け取りのサインをもらう。

講師が資料作成等にかかった必要経費は、相当な金額を充当する。

8 強化費・生徒旅費補助の振込について

強化費・生徒旅費は、各校商業科代表口座（年度初めに調査）へ振込み、振込先の学校長宛にその金額、内容を通知する。なお、全国大会の参加費は参加校が負担する。

II 教科等専門委員会、事業委員会、教科等研究部等に関すること

1 教科等専門委員会（担当校より支出する。県商研様式に従い、記帳する）

- ・専門委員会の開催は年間3～4回を目安とする。
- ・教員研修を実施する場合は、専門委員のみ旅費を支出する。

○年度末処理

（公財）全商協会からの商業教育助成金の残金は返金となります。事業報告書および事業決算書（様式4）、現金出納帳、元帳を3月1日までに事務局に提出すること。

2月15日までに令和6年度事業計画書および事業予算書（様式2）を事務局まで提出すること。

岐阜県商業教育研究会積立金会計による追加助成金に残金が生じた場合は、年度末に決算報告と共に下記口座に返金する。（振り込み手数料は各委員会で負担する。）

大垣共立銀行 則武支店 普通 208172
岐阜県商業教育研究会長 村山 義広
(ギフケンショウギョウキョウイクケンキョウカクイヨウ ムラヤマ ヨシヒロ)

2 教科等研究部（担当校より支出する。県商研様式に従い、記帳する）

- ・専門委員会の開催は年間3～4回を目安とする。

- ・教員研修を実施する場合は、専門委員のみ旅費を支出する。
- ・全商協会主催の各種全国大会出場につき、団体1校につき強化費200,000円、個人参加は一人につき強化費20,000円を支出する。

○年度末処理

(公財)全商協会からの商業教育助成金の残金は返金となります。事業報告書および事業決算書(様式4)、現金出納帳、元帳を3月1日までに事務局に提出すること。

2月15日までに令和6年度事業計画書および事業予算書(様式2)を事務局まで提出すること。

岐阜県商業教育研究会積立金会計による追加助成金に残金が生じた場合は、年度末に決算報告と共に下記口座に返金する。(振り込み手数料は各委員会で負担する。)

大垣共立銀行 則武支店 普通 208172
 岐阜県商業教育研究会長 村山 義広
 (ギフケンシヨウギョウキョウイクケンキュウカチョウ ムラヤマ ヨシヒロ)

3. 事業委員会(担当校より支出する。県商研様式に従い、記帳する)

①県実務競技会

- ・岐阜県高等学校商業実務競技大会運営委員会の開催に必要な諸経費をすべて支出する。
- ・岐阜県高等学校商業実務競技大会の開催に必要な諸経費をすべて支出する。
- ・東海地区高等学校商業実務総合競技大会団体出場校へ1種目につき強化費10,000円を補助する。
- ・生徒引率以外で、大会当日役員等で勤務した教員に対して、特殊勤務手当に準じた額を支出する。

～教職員手当一覧表(条例第20条第2項)より抜粋～

学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務

a 週休日等又は半日勤務日に行うもの

3時間程度の場合 勤務日1日につき 2,700円

2時間程度の場合 勤務日1日につき 1,800円

②岐阜県高等学校生徒商業研究発表大会

- ・生徒商業研究発表大会の開催に必要な諸経費を支出する。
- ・東海高等学校生徒商業研究発表大会出場につき強化費20,000円を支出する。
- ・全国高等学校生徒商業研究発表大会出場者一人につき強化費20,000円を支出する。(各校上限100,000円) なお、全国大会の参加費は参加校が負担する。

③岐阜県商業教育研究大会(商業教育担当者会議)

- ・岐阜県商業教育研究大会開催に必要な諸経費を支出する。
- ・退職者へ感謝状を贈呈する。(岐阜県商業教育研究会積立金会計より支出)

④東海地区商業教育研究協議会

- ・東海地区商業教育研究協議会開催に必要な諸経費を支出する。

⑤会報発行

- ・研究会誌発行に必要な諸経費のうち、会誌印刷製本費(デザイン料等含む)の高教研助成金から支払額との差額すべてを支出する。

①～⑤について

○年度末処理

(公財) 全商協会からの商業教育助成金の残金は返金となります。事業報告書および事業決算書(様式4)、現金出納帳、元帳を3月1日までに事務局に提出すること。

2月15日までに令和6年度事業計画書および事業予算書(様式2)を事務局まで提出すること。

岐阜県商業教育研究会積立金会計による追加助成金に残金が生じた場合は、年度末に決算報告と共に下記口座に返金する。(振り込み手数料は各委員会で負担する。)

大垣共立銀行 則武支店 普通 208172
岐阜県商業教育研究会長 村山 義広
(ギフケンシヨウギョウキョウイクケンキョウカヅヨウ ムラヤマ ヨシヒロ)

4. 商業教育研究会事務局主催事業(本部会計より支出する。)

- ・全国商業教育研究大会(東京開催)の参加費、旅費、宿泊費を支出する。
- ・会計監査旅費、謝礼(内部監査旅費、外部監査謝礼)
- ・商業幹事会旅費を支出する。
- ・商業教育推進委員会旅費を支出する。
- ・商業教育推進委員会運営費を支出する。
- ・専門委員会代表者会議旅費を支出する。
- ・新任学科主任会議旅費を支出する。
- ・優良卒業生表彰、諸経費を支出する。
- ・東海地区高等学校商業実務総合競技大会運営委員会旅費を支出する。
- ・全国高校速記競技大会県予選、速記競技大会新人戦に必要な諸経費、補助員昼食代(800円を上限)を支出する。
- ・全国高校速記競技大会出場者一人につき強化費10,000円を支出する。(1校50,000円を上限とする。)
- ・事務局主催の教員研修・生徒研修の運営費を支出する。

III その他

- ・商業代表口座に振り込まれた旅費補助金や部活動強化費は、各校において適正に会計処理を行い年度末に各校の校長または教頭に監査を受ける。諸帳簿は各校で保管する。
- ・各学校(教科等研究部、専門委員会等)から各学校(研究会本部等)へ振り込む場合、依頼人(振込人)の名前は学校名(岐阜県立は省略 但し岐阜商は県立、市立を付ける。)とする。
- ・年度末に担当校の校長または教頭に監査を受ける。(収支決算書に監査人が署名、押印する。)
- ・調書の入金日および出金日は、通帳の日付とする。
- ・諸帳簿(収支決算書、通帳のコピー、元帳、収入調書、支出調書)の提出期限は令和5年3月1日とする。(研究会事務局まで)

各種様式は、岐阜県商業教育研究会ホームページからダウンロード出来ます。

アドレス gishoken.jp
ユーザー名 [kaikei](#)
パスワード [moziri7](#)